

介護福祉士国家資格取得一元化の延長について

全国福祉高等学校長会理事 池 田 延 己
(函館大妻高等学校長)

『地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律』が6月12日に公布され、令和3年4月1日から施行されることになりました。全国福祉校長会も要望書の提出や社会保障審議会福祉部会で奥山副理事長（千葉県立松戸向陽高校校長）が反対意見を陳述するなど、介護福祉士国家試験の一元化に向けて手を尽くして来ましたが、介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付けが延長されることになりました。

国家資格として創設されたにも関わらず、一方は国家試験を受験しなくても資格が授与され、一方は国家試験を受験して合格しなければ授与されないというダブルスタンダードがこれからも続いていくことになります。介護従事者確保の困難性や外国人労働者の必要性は理解できるとしても、専門学校の入学者減や外国人労働者の合格率の低さと介護福祉士国家試験の義務付け延長は別問題だと言わざるを得ません。これまでも高校福祉科は養成施設ルートと同等の条件が求められ、指導時間数の34単位から52単位への大幅増や施設設備の充実など様々な課題を克服し、介護福祉士の資格確立や地位向上のために頑張ってきただけに、今回の決定は残念ながら納得できるものではありませんでした。

附則第2条で『この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。』とあります。

これからも、教材開発や教員研修、授業力の向上など教育の充実に努め、地元の福祉・介護を担う人材の供給に努め、高校福祉科の社会的な存在意義を高めることによって介護福祉士国家試験の一元化を達成したいと考えています。